

令和5年

熊野町農業委員会

議事録

第11回

熊野町農業委員会

令和5年第11回 熊野町農業委員会

1. 開催日時 令和5年10月20日（金）午前9時

2. 開催場所 役場3階 303会議室

3. 出席委員（10人）

委員	1番	近藤 秀樹
委員	2番	橋川 勝則
委員	3番	住川 由子
委員	4番	庄賀 深雪
委員	5番	福垣内 信行
委員	6番	中村 家隆
委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治
会長職務代理者	9番	木原 哲男
会長	10番	空田 忠

4. 欠席委員

5. 農地利用最適化推進委員

委員	稲垣 寿計
----	-------

6. 欠席農地利用最適化推進委員

委員	荒滝 直洋
----	-------

7. 議事録署名委員（2人）

委員	7番	井尻 隆雄
委員	8番	菅尾 寛治

8. 農業委員会事務局職員

事務局長	中原 幸成
課長補佐	諏訪本 壮太
主査	内田 直人

会議の概要

議長	ただいまの出席委員は10名です。熊野町農業委員会会議規則第6条の規定による定足数に達していますので、ただ今から令和5年第11回熊野町農業委員会を開会します。会議規則第13条の議事録署名者2名について、こちらから指名します。7番井尻委員、8番菅尾委員を指名します。それでは、議事日程に従って審議に入ります。事務局より、議案の朗読をさせます。
事務局	(議事日程 朗読)
議長	日程第1、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第33号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、新宮地区にある〇〇〇〇に向かって県道を進み、〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇に進入せず、県道を50mほど〇〇〇〇方面に進行した右手の道沿いにある田3筆で、現状は3筆とも畑となっております。譲渡人の〇〇〇〇氏と譲受人の〇〇〇〇氏は親子で、〇〇〇〇氏は今後耕作が難しいという事で、生前贈与という形で所有権を移転されることになりました。現状も畑として管理していますし、今後も引き続き適切に管理をしていただけるものと考えております。以上のことから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	本日、荒滝推進委員が仕事の都合により欠席しております。現地調査結果については、荒滝推進委員から事務局に報告がありましたので、代読をさせていただきます。なお、本日は荒滝推進委員の担当地区については全て事務局により代読をさせていただきます。それでは、代読をさせていただきます。申請地については、県道から徐々に低くなっており、農業を行うには適した形状ではありませんが、畑として管理をされていることを確認しました。ご親族間での所有権移転ということで、現状も適切に管理をされていますし、引き続き適切に管理をして頂けるものと思いますので、許可相当であると判断しております。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第1、議案第33号「農地法

	第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第1、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第2、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	議案第34号の農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請地は、〇〇〇〇を100m程、〇〇〇〇に向かって直進後、右折し100m程下ったところにある畑1筆で、現状も畑として管理されています。所有者の〇〇〇〇氏は他にも農地を所有され耕作をされていますが、申請地とは離れた場所であり、申請地付近には他に農地を所有していないうえ、狭小であり効率的ではないことから、申請地付近に居住し、耕作をしている〇〇〇〇氏に所有権移転をされることになりました。〇〇〇〇氏はこれまでも耕作の経験があり、農機具の保有も十分ですので、適切に管理をしていただけるものと考えております。以上のことから、許可相当であると判断しております。以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。
稲垣委員	10月16日に事務局と現地を見に行ってきました。面積的には71㎡と小さな場所なのですが、現地は〇〇〇〇が〇〇〇〇をしているところから少し入ったところなのですが、〇〇〇〇さんはそのすぐ横に家がありまして、その周辺で畑もあちこちで作っておられる状況です。今回、〇〇〇〇さんから譲り受けられる土地については、畑ができる状態になっておりまして、畑を続けていかれるということで小さくはありますけれども近くの他の場所でもやっておられますので大きな問題は無いものと思われまして、特段、周囲を見ても問題は無いと思われまして、譲り受けられたら良いのではないのかなと思います。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、お諮りします。日程第2、議案第34号「農地法

	第3条の規定による許可申請について」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第2、議案第34号「農地法第3条の規定による許可申請について」は原案どおり承認することに決定しました。続いて、日程第3、議案第35号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」を議題としたいと思いますが、本議案は異なる9件の除外理由により変更となるものです。事務局及び農地最適化委員の説明とそれに対する質問は案件毎に行い、最後に一括して異議の有無を確認したいと思いますがよろしいでしょうか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしということなので、議案第35号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は、案件毎に説明と質問を行い最後に異議の有無を確認したいと思います。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	まず、熊野農業振興地域整備計画についてご説明させていただきます。当該計画書は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、町が策定した計画書でございます。計画書で指定した土地については、「農用地区域」とし、本町では現在、129.3haを農用地区域として指定しているところでございます。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することが出来ず、農地以外に転用を行いたい場合は、本件のように法律の手続きに則り、農用地区域から除外する手続きが必要となります。本町では、6月末と12月末、年に2回受付をしたものについて、町としての審査、広島県との協議のほか、約1か月間の縦覧や異議申立期間を経て、特に問題がないと判断された場合は、農用地区域から除外することが出来るものとされております。この度の申請地については、全て、農地の利用集積に与える影響は無いと認められること、土地改良事業によって施工された農地ではないため、一定期間転用が出来ないといった制約はないこと、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと見込んでおりますので、後ほど行う案件ごとの説明については、計画の内容について説明をさせていただきます。また、広島県とはこの度の意見照会を行うにあたり、事前に内容を確認して頂いており、現時点では問題のない旨の回答を頂いております。なお、本日この議案について認められた場合であ

	<p>っても、引き続き、県との本協議や異議申し立て期間等を設けることとなるため、本手続きをもってすなわち許可となるものではございません。除外後は、今後改めて農地転用の許可申請について、ご審議して頂くこととなります。説明については、この度行うので、次回許可申請時には、説明を省力させていただきます。それでは、今年の1月から6月末までの間に除外申請のあった転用について、個別に説明をさせていただきます。</p> <p>まず、番号1及び2については、関連する事業となりますので一括してご説明をします。本件については、初神地区の農地で、〇〇〇〇方面に県道を直進し、〇〇〇〇の前を左折後、250mほど直進した〇〇〇〇に向かう〇〇〇〇沿いにある田となります。番号1については、土地所有者の孫が分家住宅の建設用地として、番号2は分家住宅を建設するには番号1の土地が道路に面していないことから、進入路として転用するものでございます。</p> <p>分家住宅の建設地は現在も田として水稻を行われておりますが、当該地以外に住宅の建設が可能な土地を所有していないことから、775㎡のうちの280㎡を住宅用地として転用したいとのことです。番号2については、先ほどもご説明をしたとおり、番号1は道路に接しておらず、現状のままでは住宅の建設の許可が下りないことから、土地所有者である〇〇〇〇氏に進入路として転用を申し出たところ、当該地は56㎡と狭小かつ三角形となっており、農地には適しておらず今後も耕作の予定がないことから同意をされたもので、進入路として最低限の面積として、28.71㎡を転用されることになりました。番号1及び2の計画内容については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請地については、番号1については、現在も田として耕作をされており、番号2については、56㎡と非常に小さく、形も三角形に近く耕作を行うには困難なためか、現状は草木が生い茂っておりました。番号1については、申請者のお孫さんが住宅を建設するために転用をしたいとのことですが、転用面積は最低限のものとしており、今後も耕作を続けるという事ですし、番号2については、先ほど説明をしたとおり、今後耕作を行う見込みもないことから、進入路として転用することに問題は無いと思われまます。番号1及び2の説明については、以上です。</p>

議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	続いて、番号3の説明をお願いします。
事務局	<p>番号3につきましては、初神地区にある〇〇〇〇を200mほど下ったところにある田1筆となり、現状も田として管理をされております。</p> <p>転用計画としては太陽光発電設備の設置となります。除外面積は、444㎡で、パネル設置枚数は54枚となっております。申請地の隣接地が太陽光発電施設として事業者と売買されることとなり、当該事業者から申請地も併せて利用推進の話があったものです。申請人の〇〇〇〇氏は同じ初神地区で耕作をされていますが、申請地とは離れた場所であり、面積も小さく効率的に耕作が行えないことから、今後高齢となり、耕作放棄地となる可能性があることから、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられたとのことです。番号3の計画内容については、以上です。</p>
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	<p>申請地については、現在も田として耕作をされていることを確認しました。この度は、申請地に隣接した〇〇〇〇の所有者の方が、太陽光発電設備の設置を検討された際に、当該地のみでは面積が小さいことから、今回の申請地の所有者の〇〇〇〇氏の農地も併せて太陽光発電設備を設置できないかということで相談があったとのことです。〇〇〇〇氏は、他の農地でも耕作をされていますが、申請地のみ離れた場所にあり、面積も広くないことから、非常に非効率であったことから、今後高齢となり、耕作放棄地となる可能性があることから、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、転用することについて承諾をされたとのことです。隣接については既に農地ではなくなっておることから周辺に与える影響も無いと考えられるため、転用することに問題は無いと思われれます。番号3の説明については、以上です。</p>
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	続いて、番号4の説明をお願いします。
事務局	番号4につきましては、初神地区の農地で、〇〇〇〇方面に県道を直進し、

	<p>〇〇〇〇の前を左折後、400mほど直進した右手奥に見える田1筆となります。申請地については、現在は田として水稻を行っておりますが、今後高齢となる中で、耕作を行っていく後継者もないことから、この度、所有する農地の全てで、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地となる可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、この度、農用地区域からの除外申出がされております。除外面積は、785㎡で、パネル設置枚数は154枚となっております。番号4の計画内容については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。</p>
事務局	<p>申請地については、現在は田として耕作を行っておりました。現在お一人で耕作をされており、高齢となってきた中で、後継者もないことから、所有する農地の全てで、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後、耕作放棄地となるのであれば、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられたとのことです。周辺には、農地として利用をされている土地もあるため、水路等を含め影響が出ないようにするとのことです。転用することに問題は無いと思われまます。番号4の説明については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>続いて、番号5の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号5につきましては、初神地区の農地で、〇〇〇〇方面に県道を直進し、〇〇〇〇の前を左折後、400mほど直進した右手に見える畑2筆となります。申請地については、現在は畑として耕作を行っておりますが、今後高齢となる中で、耕作を行っていく後継者もないことから、先ほどの番号4の農地と併せて、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後も耕作放棄地となる可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、農用地区域からの除外申出がされております。除外面積は、914㎡で、パネル設置枚数は126枚となっております。番号5の計画内容については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進</p>

	委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	番号5につきましては、番号4の申請の方と同一で先ほど説明をしたとおり、所有される農地の全てを太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればということで申請をされたとのこと。当該地については、周辺の農地の最も端に位置をしていることから、転用をした場合でも周辺に影響を及ぼすことはないものと思われることから、転用することに問題は無いと思われます。番号5の説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	続いて、番号6の説明をお願いします。
事務局	番号6につきましては新宮地区の農地で、〇〇〇〇から〇〇〇〇方面に県道を700m程、直進した、左手にある田4筆で現在は休耕となっております。申請地について相続により申請者が相続をしたものの、高齢となり今後も耕作の世予定が無い為、耕作放棄地となり可能性が高いため、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられ、農用地区域からの除外申出がされております。除外面積は、2,474㎡で、パネル設置枚数は212枚となっております。番号6の計画内容については、以上です。
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	申請地については、4筆とも先月行われた利用状況調査において、B判定とされた農地とのこと。申請者の方は相続により申請地を取得されたもの、ご自身も既に高齢であり今後も耕作をする予定が無く後継者も不在であるため、太陽光発電としての利用推進の話があり、今後、耕作放棄地となるのであれば、太陽光事業者に売買して利活用を行ってもらえればと考えられたとのこと。申請地については、県道沿いにあり、周辺農地の最も端にあることから、転用をした場合でも周辺に影響を及ぼすことはないものと思われることから、転用することに問題は無いと思われます。番号6の説明については、以上です。
議長	ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)

議長	続いて、番号7の説明をお願いします。
事務局	<p>番号7につきましては新宮地区にある〇〇〇〇と〇〇〇〇に隣接した田4筆となります。計画としては、〇〇〇〇の施設拡大による転用となります。具体的には、休憩所や野外ステージ、店舗等の新設やキャンプ場等の拡大を計画されており、約5haのエリアを森林公園として開発を予定されております。そのうち、4筆363㎡が、開発エリアの中に農用地区域として指定されていることから、除外申出がされたものです。申請地のうち、〇〇〇〇番の〇、〇及び〇については、店舗や作業所の建設が予定されております。</p> <p>〇〇〇〇番〇については、BMXなどの自転車競技が可能な屋内体育館施設とその駐車場の計画となっておりますが、当該地については既に駐車場に転用をされております。これは、〇〇〇〇が建設される際に、隣接地を駐車場に転用する申請が提出され、正規な手続きが行われておりましたが、その際に当該地が申請から漏れていたことがこの度発覚いたしましたので、始末書とともに事後という形にはなりますが、申請をして頂いております。なお、本件については、広島県とも協議をし、周辺に影響を及ぼすものではないことや、当該地は狭小かつ形も悪く農地には適さないという事で、始末書の提出をもって除外手続きを行うことので了承を得ております。計画については、現状の施設の経営も好調であり、規模を拡大することで更なる集客が見込めるとのことです、妥当なものと思われます。番号7の計画内容については、以上です。</p>
議長	ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。
事務局	<p>申請地については、4筆とも現在は耕作を行っておらず、本番が〇〇〇〇番のものについては、利用状況調査においてB判定となっているとのことです。〇〇〇〇番〇については、事務局説明のとおり現状は違反転用の状態となっておりますが、とても農業ができるような土地ではなく、申請地の〇〇〇〇地区は〇〇〇〇が通り、交通量も多いことや地形的にも高低差があり農地には適していない環境となっていることから、事務局の方で事務的な整理はして頂けたらと思います。先ほどの説明のとおり、今後、〇〇〇〇地区で農業振興を図るという事は非常に難しいと思いますし、こういった自然を体験できる森林公園を計画してくれる事業者があるのは、土地の荒廃を防ぐという点からも非常にありがたいことだと思います。申請地についてはいずれの土地も周辺で耕作を</p>

	<p>している人はおらず、農業に影響を及ぼすものではないことから転用することに問題はないと思われます。番号7の説明については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>続いて、番号8の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号8につきましては、呉地地区から〇〇〇〇の〇〇〇〇に向かう県道沿いにある〇〇〇〇と〇〇〇〇との境界付近の畑1筆、田1筆で合計559㎡となります。</p> <p>現況は田については、水稻を行っており、畑については休耕となっております。この度、〇〇〇〇で農園や農業用の炭を加工する事業者から、炭窯の施設として借り受けたいとの申し出があり、申請者も現在は耕作を行っているが高齢となっております、他に耕作を行っている農地からも離れていることや、不形成で効率も悪いことから、有効活用をしてもらうことができるならということで、農用区域からの除外申出がされております。計画の内容としては、伐採した木材で不要なものを受け入れ、農業用や燃料用の資源を製造する施設の整備となります。農業用の肥料を製造するという事で、広島県とも農業用施設としての整理が可能か検討をしましたが、当該事業は木材の加工となり、林業として取り扱うため、申請が必要となりました。既に〇〇〇〇でも同様の施設を〇〇〇〇の補助金等を活用し運営されていることを確認もしており、計画も妥当なものと思われます。番号8の計画内容については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、農地利用最適化推進委員の調査結果の報告ならびに補足説明を求めます。稲垣委員、お願いします。</p>
稲垣委員	<p>この案件につきましても10月16日に事務局と現地に行きまいました。〇〇〇〇に行く県道沿いではありますけれども〇〇〇〇に行く道があるんですけれどもそれを少し過ぎたところで、どちらかどいいうと山の中といひますか田んぼとかの多いあまり家のないところになります。隣は建設会社の廃材置き場、倉庫となっておりまして、その右隣に今は業務をされとってない工場があります。現地は道路から段々になって下がっている土地となっておりまして、田んぼは今年も耕作をされておりまして、水も山の方からとれるということで田としては利用できるんですけれども本人にとってもここだけ飛び地で</p>

	<p>段々で狭く、4段になっておりましてトラクターを入れるにしても危ないようなところがございますので、本人も高齢という事でありまして、私でもこういった話があれば、ありがたいなというところございました。近隣も倉庫といったものですし、転用されても問題は無いと思います。施設については、焼くといったこともありますのでそちらについては役場の方で別に調査をされることなので、施設としては別の話になりますが転用することについては問題は無いです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
議場	<p>(全員：質問なし)</p>
議長	<p>続いて、番号9の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号9については、令和5年2月20日に開催の令和5年第2回農業委員会中、日程第5、議案第8号において審議され非農地として判断とされた農地について、令和5年3月14日付けで広島県知事にその旨を通知したことから、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号の規定に該当する農地ではなくなったことから除外するものでございます。具体的には、利用状況調査により、土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難状態等に該当すると判断されたことにより、農用地区域の農地の要件である、果樹又は野菜の生産団地の形成その他の当該農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要であると認められる土地に該当しなくなったもので、呉地地区の2筆で合計2,233㎡を除外するものです。番号9の内容については、以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいまの説明については、非農地判定したものを規定に従って除外手続きを行うものとなりますので、農地利用最適化推進委員の報告は省略したいと思います。当案件について、何か質問はありませんか。</p>
中村委員	<p>ちょっと一点事務局さんの方に確認したいんだけども。熊野農業振興地域整備計画の変更については年に2回あるんだよね。6月と12月になるのかな。</p>
事務局	<p>はい。</p>

中村委員	熊野町長から意見照会があつて。申請があつて、意見照会がある。これを個別審議をするわけではないですか。先ほど県に照会という話がでたと思うのですけれども事前に1件1件確認をとっているということですか。
事務局	農振除外の手続きについて、簡単に流れを説明しますと、6月末と12月末の期限までに申請のあった案件については全て広島県と除外が可能かどうか事前協議という形で行います。場合によっては計画の修正等が必要なこともございます。事前協議が整い次第、農業委員会と農協に対して意見照会を行います。意見照会でも特に問題が無ければ、変更計画について縦覧を行う期間や異議申立が可能な期間について公告を行います。そこでも特に申立て等が無ければ、広島県に正式に除外手続きの本協議を行い、同意の後に計画を変更した旨を公告することで除外手続きが完了となります。
中村委員	事前協議は全案件を必ず行う必要があるのですか。
事務局	広島県では事前協議を全案件で必ず行う必要がございますが、法的に位置づけられた手続きでは無いため、どの程度の確認を行うかは都道府県によっては異なるかと思えます。事前協議の必要性についてですが、関係機関への意見照会や公告等を行いその時点では問題なかったとしても、本協議を行った際に計画を修正しなければ除外できないといったことがあり、計画を変更した場合は、改めて関係機関への意見照会から行う必要がございます。そのため、広島県においては事前協議で十分な審査を行うことで、本協議の際には修正が必要となることは無いよう調整をされております。なお、その際には、農地関連法案以外に手続きが必要となる関連法案においても不許可になることがないかなどの調整を関係課と行っております。
中村委員	事前協議は手続きをスムーズに行うためのものというイメージで良いのかな。
事務局	その通りです。
議場	(その他多数の者からの発言あり)
議長	他に何か質問はありませんか。
議場	(全員：質問なし)
議長	質問がないようですので、番号9で全ての説明が終了しましたので、お諮りします。日程第3、議案第35号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更につ

	いて」ご異議はありませんか。
議場	(全員：異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第35号「熊野農業振興地域整備計画の一部変更について」は変更案に対し意見なしとして回答することに決定しました。続いて、日程第4、報告第17号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第5、報告第18号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、事務局から報告をお願いします。
事務局	熊野町農業委員会事務局規程第7条第2項に基づき、9月の間に専決処分した届出書の受理について、同規程第8条に基づき、報告します。報告第17号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出については、議案111ページから114ページのとおり、萩原区で1件です。報告第18号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出については、議案117ページから120ページまでのとおり、呉地地区で1件ございました。以上が専決処分した届出書等の報告です。
議長	ありがとうございました。以上で本日の日程はすべて終了しました。次回の農業委員会は11月20日(月)に開催予定です。議案については11月10日(金)以降に事務局から送付予定です。以上をもちまして、令和5年第11回熊野町農業委員会を閉会します。